

**新川こども施設整備・運営事業
実施方針**

**令和6年2月2日
富山県**

目 次

第1	特定事業の選定に関する事項.....	1
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	10
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項....	18
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	20
第5	契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	22
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	23
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	24
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	25
	添付書類1 リスク分担表.....	26

第1 特定事業の選定に関する事項

1 本事業の概要

(1) 事業名称

新川こども施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 本事業に供される公共施設等の種類

屋内遊戯施設等

(3) 公共施設等の管理者

富山県知事 新田八朗

(4) 事業の背景・目的

県では、子どもの非認知能力や運動能力の向上が課題となっていること、天候に関わらず利用できる遊び場への県民ニーズが高いことなどを踏まえ、令和2年度から屋内レクリエーション施設の整備についての検討を開始し、令和4年2月に「新川こども施設基本計画書」（以下「基本計画」という。）を策定した。基本計画では、新川文化ホール敷地内に、子どもの主体的な遊びを通じた非認知能力の形成や基礎的な運動能力等の開発・向上を図るとともに、地域活性化に寄与するため、「新川こども施設（仮称）」を整備することが定められた。

令和4年度には、基本計画で定めた方向性を前提に、「新川こども施設（仮称）」の整備及び運営に係る事業手法について調査・検討を行った結果、施設の設計・施工から維持管理・運営を事業者が一体的に実施する PFI（Private Finance Initiative）手法を導入することとした。これにより、民間の創意工夫やノウハウを最大限活用し、財政負担の軽減や施設の利用促進、サービス向上、魅力的な企画等、より効率的かつ効果的な事業の実現を図るものである。

(5) 入札説明書等

入札公告の開始と同時に新たに開示する資料は、以下を想定している。①から⑥を総称して、以下「入札説明書等」という。

- ① 入札説明書
- ② 要求水準書
- ③ 落札者選定基準
- ④ 様式集及び提案記載要領
- ⑤ 基本協定書（案）
- ⑥ 事業契約書（案）

(6) 本事業の実施に当たって遵守等すべき根拠法令等

事業の実施に当たっては、施設整備、維持管理及び運営等の各業務の提案内容に応じて関連する関係法令、条例、基準等を遵守するとともに、各種指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にするものとする。また、適用法令及び適用基準は、各業務の開始時に最新のものを採用すること。なお、本事業の実施に関して遵守すべき主な関係法令、条例、基準等は次のとおり。

■適用法令

- 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 建築士法（昭和25年法律第202号）
- 建設業法（昭和24年法律第100号）
- 消防法（昭和23年法律第186号）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(平成18年法律第91号)
- 道路法（昭和27年法律第180号）
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
(昭和47年法律第113号)
- 下水道法（昭和33年法律第79号）
- 水道法（昭和32年法律第177号）
- 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）
- 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- 景観法（平成16年法律第110号）
- 警備業法（昭和47年法律第117号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

- 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）
- 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）
- 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- その他関連する法令等

■適用条例等

- 富山県建築基準法施行条例（平成14年3月27日条例第3号）
- 富山県青少年健全育成条例（昭和52年3月25日条例第4号）
- 富山県民福祉条例（平成8年9月27日条例第37号）
- 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（平成26年12月17日条例第77号）
- 富山県暴力団排除条例（平成23年3月18日条例第4号）
- 富山県景観条例（平成14年9月30日条例第45号）
- 富山県屋外広告物条例（昭和39年4月1日条例第66号）
- 富山県環境基本条例（平成7年12月20日条例第46号）
- 富山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月16日条例第47号）
- その他、本事業に関連する県・魚津市の条例等

■適用要綱・各種基準等

- 建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 2020年版建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省住宅局建築指導課）
- 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- 公共建築工事標準仕様書【建築工事編】（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 公共建築工事標準仕様書【電気設備工事編】（〃）
- 公共建築工事標準仕様書【機械設備工事編】（〃）
- 建築工事監理指針（〃）
- 電気設備工事監理指針（〃）
- 機械設備工事監理指針（〃）
- 建築工事設計図書作成基準（〃）
- 建築工事標準詳細図（〃）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（〃）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（〃）
- 公共建築工事積算基準（〃）
- 公共建築数量積算基準（〃）

- 公共建築設備数量積算基準（〃）
- 建築保全業務共通仕様書（〃）
- 建築保全業務積算基準（〃）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（〃）
- 官庁施設の基本的性能基準及び同解説（〃）
- 官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説（〃）
- 構内舗装・排水設計基準（〃）
- その他本事業に必要な基準・指針等

■参考資料等

- 「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」（一般社団法人 日本公園施設業協会）

2 本事業の事業内容

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項に基づき選定される事業者（以下「選定事業者」という。）が設立する特別目的会社（本事業の実施のみを目的に設立される会社をいい、以下「事業者」という。）は、本事業において、以下の（1）に掲げる施設について（2）の業務を実施するものとする。

（1）事業対象施設

本事業の対象となる施設は、屋内遊戯施設、屋外遊戯施設、障害者等用駐車場、芝生広場から構成される。これらを総称して「本施設」という。

（2）対象業務

事業者が行う主な業務は次のとおりである。

設計業務

- ①事前調査業務
- ②設計業務
 - ア 建築基本設計
 - イ 建築実施設計
 - ウ 遊具設計
- ③各種申請業務

建設業務

- ①建設工事業務

- ア 着工前業務

- イ 建設期間中業務
- ウ 完成後業務
- ②備品等調達業務
- ③工事監理業務
- ④遊具工事業務

開業準備業務

- ①各種準備業務
- ②事前広報及び予約受付業務
- ③開館式典及び内覧会実施業務
- ④事前維持管理業務
- ⑤地域連携等準備業務

運営業務

- ①受付・予約調整業務
- ②利用料金の収受業務
- ③備品等の貸出・管理業務
- ④広報業務
- ⑤こどもの遊びの場の提供に係る業務
- ⑥子育て支援に係る業務
- ⑦地域等との連携に係る業務
- ⑧利用者対応業務
- ⑨その他運営業務

維持管理業務

- ①建築物保守管理業務
- ②建築設備保守管理業務
- ③備品等保守管理業務
- ④外構等保守管理業務
- ⑤衛生管理業務
- ⑥清掃業務
- ⑦警備業務
- ⑧遊具管理業務

統括管理業務

- ①プロジェクトマネジメント業務
- ②経営管理業務

付帯事業業務

- ①飲食物提供業務
- ②教室等運営業務
- ③その他付帯事業業務

3 事業方式

本事業は、本体事業及び付帯事業の2つから構成されるものとする。各事業の方式は以下のとおり。

(1) 本体事業

本体事業は、事業者が施設整備業務を行った後に、富山県に対しその所有権を移転した上で維持管理業務及び運営業務を行うBT0 (Build-Transfer-Operate) 方式として実施する。本体事業は、2に示す対象業務のうち、付帯事業業務以外を対象とする。

(2) 付帯事業

①対象

付帯事業は、2に示す対象業務のうち、付帯事業業務を対象とし、飲食物等提供業務、教室等運営業務、その他付帯事業業務からなるものとする。事業者による独立採算方式として実施する。

飲食物等提供業務は必須とする。実施形態は以下の通り想定するが、その他の提案も可能とする。

本施設内における専用機器の常設設置（例：自動販売機）

本施設内における小規模な店舗の常設設置（例：カフェ、売店）

本施設内における小規模な店舗の仮設設置（例：キッチンカー）

教室等運営業務は、本施設内において定期的に教室等を開き、当該教室等の受講者から月謝等の定期的な受講料を收受する業務をいう。実施は任意とする。

その他付帯事業業務は、本事業の目的の実現と利用者の利便性向上を目的として、本施設及び新川文化ホール等周辺施設との相乗効果を期待できるその他のサービスを提供する業務をいう。実施は任意とする。

②事業方式

事業者は、下記に定める方法により付帯事業を実施することができるが、行政財産使用許可を申請する主体、借地契約を行う主体又は定期借地権設定契約を行う主体は、特別目的会社（SPC）、代表企業又は構成企業とすること。代表企業、構成企

業、協力企業の定義は以下（3）に示すとおり。なお、当該主体から第三者への業務委託又は転貸は可能とする。

・事業方式①

事業者は、本施設のうち屋内遊戯施設又は屋外遊戯施設を活用し、本施設の維持管理・運営業務に支障のない範囲で付帯事業を実施できる。この場合、それに必要なスペースについては、地方自治法第238条の4第7項に基づき、富山県が行政財産の目的外使用の許可を与える。事業者は富山県行政財産の使用料に関する条例（昭和39年3月25日富山県条例第13号）で定める使用料を県に支払う。

・事業方式②

事業者は、本施設のうち芝生広場の一部を一時的に活用し、店舗等を仮設設置することにより、本施設の維持管理・運営業務に支障のない範囲で付帯事業を実施できる。この場合、事業者は県と借地契約を締結の上、県に借地料を支払う。借地料は、富山県財産管理規則（昭和40年2月27日富山県規則第10号）及び富山県行政財産の使用料に関する条例（昭和39年3月25日富山県条例第13号）等を踏まえ、別途県が定める。

・事業方式③

事業者は、本施設のうち芝生広場の一部を活用し、付帯事業を実施するための独立した建物を設置できる。この場合、事業者は県と事業用定期借地権設定契約を締結の上、県に定期借地料を支払う。定期借地料は、富山県財産管理規則（昭和40年2月27日富山県規則第10号）及び富山県行政財産の使用料に関する条例（昭和39年3月25日富山県条例第13号）等を踏まえ、別途県が定める。

（3）代表企業・構成企業・協力企業の定義

代表企業とは、SPCに対して最大の出資をし、かつ最大の議決権保有割合を有する者とする。構成企業とは、SPCに対して出資し、SPCから直接業務を受託又は請け負う代表企業以外の者とする。ただし付帯事業のみを実施する構成企業については、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを求めない。協力企業とは、SPCに対して出資はしないが、SPCから直接業務を受託又は請け負う者とする。

4 事業期間

（1）事業スケジュール

本事業は、事業契約締結日から令和24年3月31日までを事業期間とする。事業スケジュールは以下の通り予定する。

業務	期間
本施設の施設整備期間	契約締結日～令和9年7月31日
本施設の維持管理・運営業務開始	令和9年8月1日
事業終了	令和24年3月31日

(2) 事業期間終了時の取扱い

① 本施設の取扱い

事業期間終了時において、本施設の全てが要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、損傷が無い状態で県へ引き継げるようにすること。性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする。

② 業務の引継

県への業務の引継は、事業期間内に行うものとする。なお、事業者は、本事業が円滑に継続されるように適切な引継業務を行うとともに事業者の引継業務に係る費用は事業者自らが負担しなければならない。

5 指定管理者の指定

県は、本施設を地方自治法第244条第1項の規定による公の施設とし、事業者を本施設の指定管理者として指定する予定である。

6 本事業における事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりとする。詳細は入札説明書等において示す。

① 設計業務、建設業務及び開業準備業務に係るもの

本施設の設計業務、建設業務及び開業準備業務に係る対価については、事業契約においてあらかじめ定める額とし、一時支払金により県が事業者に支払う。

② 維持管理・運営業務に係るもの

維持管理・運営業務に係る対価については、事業契約においてあらかじめ定める額とし、本施設の維持管理・運営業務期間にわたり県が事業者に支払う。

③ 統括管理業務に係るもの

統括管理業務に係る対価については、事業契約においてあらかじめ定める額とし、本事業の期間にわたり県が事業者に支払う。

④ 利用料金収入

利用料金収入は事業者の収入とする。

⑤ 付帯事業に係るもの

付帯事業にかかる収入は事業者の収入とする。

7 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 特定事業の選定に当たっての考え方

本事業を PFI の手法により実施した場合、PFI 法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針等を参考に、県が自ら実施する場合と比較して、事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、PFI 法第 7 条の規定に基づき、本事業を特定事業に選定する。

(2) 特定事業の選定結果の公表

県は、本事業を特定事業として選定した場合は、その旨を、その評価の内容と併せて、県のホームページにおいて速やかに公表する。なお、本事業の客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的事項

(1) 選定の基本的な考え方

本事業は、事業者が県の定める事業参画に必要な資格を有しており、かつ、提案内容が、県が要求する性能要件を満たすことを前提として、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービス提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウ・実績等を総合的に評価して選定する。

(2) 選定の方式

本事業における事業者の募集及び選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。なお、本事業はWTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

(3) 選考審査会の設置及び評価

落札者の選定にあたり、県は、PFI法第11条に規定する客観的な評価、並びに地方自治法施行令第167条の10第4項及び地方自治法施行規則第12条の4に規定する学識経験者からの意見聴取のため、以下の有識者等からなる「富山県新川こども施設PFI事業者選考審査会」（以下「選考審査会」という。）を設置する。なお、選考審査会は非公開とし、入札参加者が、選考審査会の委員に対し、落札者選定までに本事業に関連した接触を行った場合は失格とする。

＜富山県新川こども施設PFI事業者選考審査会委員名簿＞

（敬称略）

	氏名	役職
委員	大氏 正嗣	富山大学 芸術文化学部 教授
委員	金山 瞳美	金山税務経営事務所 税理士
委員	武田 菜穂子	魚津市民生部長
会長	西村 幸夫	國學院大學 観光まちづくり学部 学部長
委員	若山 育代	富山大学 教育学部 准教授
委員	吉田 守一	富山県公民連携推進監
委員	竹内 延和	富山県地方創生局長

2 募集及び選定の手続に関する事項

(1) 募集スケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下を予定している。

時期（予定）	内容
令和5年（2023年）11月27日（月）	実施方針等の公表
令和5年（2023年）12月18日（月）	実施方針等に関する質問及び意見の提出締切
令和5年（2023年）12月28日（木）	実施方針等に関する質問及び意見に対する回答の公表
令和6年（2024年）3月	特定事業の選定・公表
令和6年（2024年）4月	入札の公告及び入札説明書等の配布
令和6年（2024年）4月	入札説明書等に関する質問及び意見の提出締切
令和6年（2024年）5月	入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答の公表
令和6年（2024年）5月	参加表明及び参加資格確認書類の受付
令和6年（2024年）5月	参加資格確認結果の通知
令和6年（2024年）6月	入札説明書等に関する個別対話の申込の受付
令和6年（2024年）6月～7月頃	個別対話の実施
令和6年（2024年）8月	入札書及び提案審査書類の受付
令和6年（2024年）9月	落札者の決定
令和6年（2024年）9月	基本協定の締結
令和6年（2024年）11月	仮契約の締結
令和6年（2024年）12月	事業契約締結

(2) 実施方針等に関する手続

ア 実施方針等に関する質問又は意見の受付及び回答の公表

(イ) 受付期間

令和5年（2023年）11月27日（月）から令和5年（2023年）12月18日（月）午後5時（必着）まで

(ウ) 提出方法

実施方針等に関する質問又は意見がある者は、その内容を簡潔にまとめ、実施方針等に関する質問・意見書（別添様式）にそれぞれ記入し、質問・意見書を添付ファイルとし、第8.5.問い合わせ先に記載の電子メールにより送信（送信後には電話で着信を確認）すること。

(イ) 回答方法

県は、質問・意見及びその回答を令和5年（2023年）12月28日（木）までに県のホームページで公開する。質問・意見は、質問・意見者名を伏せた上で要旨を掲載する予定であるが、内容は公開することが前提となるため、その点を承知した上で質問・意見を提出すること。

（3）実施方針等の公表以降における手続

ア 実施方針の変更

実施方針等は、（2）の質問・意見を踏まえ、特定事業の選定までにその内容を見直し、変更することがある。なお、変更を行った場合には、県のホームページにおいて速やかに公表する。

イ 入札説明書等の公表及び入札説明書等に関する説明会

入札説明書等は、県のホームページで公表するとともに、その内容に係る説明会を開催する。なお、説明会の開催日時、開催場所等については、県のホームページで案内する。

ウ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等については、公表後の一定期間内に質問を受け付け、その要旨及び回答を県のホームページで公表する。なお、質問の提出及び回答方法については、入札説明書等において示す。

エ 参加表明書及び参加資格確認申請の受付・参加資格確認結果の通知

入札参加者は、入札説明書等で定めるところにより参加表明書及び参加資格確認に必要な書類を提出し、入札参加者が備えるべき参加資格要件を充足していること等について事前に県の確認を得なければならないものとする。なお、参加表明書及び参加資格確認に関する詳細な手續及び様式は、入札説明書等において示す。

オ 個別対話の実施

県及び入札参加者との十分な意思疎通を図ることにより、本事業の趣旨に対する入札参加者の理解を深め、県の意図と入札参加者の解釈との間に齟齬が生じないようすることを目的として、対面方式による対話を実施する。個別対話に関する詳細な手續等については、入札説明書等において示す。

カ 提案審査書類の提出及び審査等

参加資格確認審査において必要な資格を有すると確認された入札参加者は、入札説明書等の定めるところにより、審査に必要な書類（以下「提案審査書類」という。）を県に提出することができる。県は、提案審査書類を提出した者を対象に、

選考審査会を通じて提案内容のプレゼンテーション及び提案審査書類に対するヒアリングを行ったうえで、提出された提案審査書類に関する総合的な評価に基づき落札者を決定し、その旨を通知する。

キ 落札者を選定しない場合

事業者の募集及び選定に関する一連の手続において、入札参加者がない、又はいずれの入札参加者も本事業の目的の達成が見込めない等の理由により、県が本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、県は、落札者を選定せず、入札手続の執行を中止するとともに、特定事業の選定を取り消すことがある。この場合、県は、速やかにその旨を県のホームページにおいて公表する。なお、この場合であっても入札の準備に要した費用は各入札参加者の負担とする。

ク 入札手続の中止等

県は、公正に募集手続を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が確保できないと認められる場合には、募集手続の執行を延期又は中止するとともに、特定事業の選定を取り消すことがある。この場合、県は、速やかにその旨を県のホームページにおいて公表する。なお、この場合であっても入札の準備に要した費用は各入札参加者の負担とする。

(4) 落札者選定後の手続

ア 基本協定の締結

県と落札者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の本事業における役割に関する事項、SPCの設立に関する事項等を規定した基本協定を締結する。なお、基本協定の締結により、落札者をPFI法第8条第1項に基づく本事業の選定事業者として決定する。

イ SPCの設立等

基本協定を締結した選定事業者は、仮契約の締結前までに、SPCを富山県内に設立しなければならないものとする。

ウ 仮契約の締結、事業契約の締結

県とSPCは、本事業に関する事項を包括的かつ詳細に規定した仮契約を締結し、議会での議決を経た上で事業契約を締結する。

3 入札参加者の参加資格要件

(1) 入札参加者の構成

- ① 本事業に入札できる者は、本事業の業務を実施する予定の複数の事業者によって構成されるグループ（以下「入札参加者」という。）とする。

- ② 入札参加者は、代表企業の他に、構成企業又は協力企業、若しくはその両方から構成されるものとし、その全ての企業の名称、本店の所在地、本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③ 代表企業は、SPC に対して最大の出資をし、かつ最大の議決権保有割合を有する者とし、代表企業が入札参加者を代表して入札手続を行うものとする。
- ④ 構成企業とは、グループを構成する企業で、SPC に対して出資し、SPC から直接業務を受託又は請け負う代表企業以外の者とする。ただし付帯事業のみを実施する構成企業については、SPC から直接業務を受託又は請け負うことを求めない。協力企業とは、SPC に対して出資はしないが、SPC から直接業務を受託又は請け負う者とする。
- ⑤ 参加表明書の提出以降、代表企業、構成企業及び協力企業の変更は認めない。ただし、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合で、県が変更を認めた場合はこの限りではない。なお、入札参加者が参加資格要件を満たさなくなった場合、県に速やかに通知しなければならない。
- ⑥ 参加表明書の提出以降、入札参加者となる代表企業、構成企業及び協力企業は、同時に他の入札参加者となることはできないものとする。

(2) 入札参加者に共通の参加資格

入札参加者は、以下の要件を全て満たしていなければならないものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② PFI 法第 9 条各号に該当しない者であること。
- ③ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- ⑦ 参加表明書の提出期限から落札者の決定の日までの期間に、富山県による指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑧ 富山県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 4 号）に基づき、第 6 条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者でないこと。
- ⑨ 「富山県新川こども施設 PFI 事業者選定アドバイザリー業務」に関与した以下の企業又はこれらの企業と資本若しくは人事等において一定の関係のある者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社

の関係がある場合、および一方の企業の代表権を有している役員が他方の企業のそれを兼ねている場合をいう。以下同じ。) でないこと。

- ・ 株式会社日本総合研究所
 - ・ 有限会社富永謙建築設計事務所
 - ・ 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
- ⑩ 選考審査会の委員が属する組織と資本若しくは人事等において一定の関係のある者でないこと。

(3) 入札参加者の業務別の資格要件

入札参加者は、それぞれ次に掲げる要件を全て満たすこと。なお、複数の業務に係る要件を満たす者は、当該複数業務を実施することができるが、建設工事業務と工事監理業務は、同一の企業、又は資本若しくは人事等において一定の関連がある者同士が実施してはならない。また、建設工事業務を複数の企業で行う場合は、共同企業体(以下「JV」という。)を組成すること。

入札に参加しようとする者が、入札参加資格者名簿に登載されていない場合、富山県競争入札参加資格審査申請を行い、参加資格確認申請書類の提出までに名簿に登載されなければならない。

① 設計業務を行う者

以下の(ア)から(ウ)の全ての要件を満たすこと。ただし、JVにより当該業務を行う場合は、少なくとも一者が以下の(ア)から(ウ)の全ての要件を満たし、その他の者は、(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

- (ア)県の建設工事に係る測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿(業種「建築関係建設コンサルタント業務」)に登載されていること。
- (イ)建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- (ウ)平成20年度(2008年度)以降に、延床面積1,800m²以上の公共施設の基本設計及び実施設計を元請として受託し、かつ履行完了した実績を有すること。

② 建設業務のうち建設工事業務を行う者

以下の(ア)から(ウ)の全ての要件を満たすこと。ただし、JVにより当該業務を行う場合は、少なくとも一者が以下の(ア)から(ウ)の全ての要件を満たし、その他の者は、(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

- (ア)県の建設工事競争入札参加者名簿(業務「建築一式工事」)に登載されており、かつ、等級がAであること。

- (イ)建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ)平成 20 年度（2008 年度）以降に、延床面積 1,800 m²以上の公共施設の建設工事を元請として請け負い、かつ履行完了した実績を有すること。

③ 建設業務のうち工事監理業務を行う者

以下の（ア）から（ウ）の全ての要件を満たすこと。ただし、JV により当該業務を行う場合は、少なくとも一者が以下の（ア）から（ウ）の全ての要件を満たし、その他の者は、（ア）及び（イ）の要件を満たすこと。

- (ア)県の建設工事に係る測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿（業種「建築関係建設コンサルタント業務」）に登載されていること。
- (イ)建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- (ウ)平成 20 年度（2008 年度）以降に、延床面積 1,800 m²以上の公共施設の建設工事の工事監理を元請として受託し、かつ履行完了した実績を有すること。

④ 建設業務のうち遊具工事業務を行う者

以下の（ア）から（イ）の全ての要件を満たすこと。ただし、JV により当該業務を行う場合は、少なくとも一者が以下の（ア）から（イ）の全ての要件を満たし、その他の者は、（ア）の要件を満たすこと。

- (ア)県の建設工事競争入札参加者名簿（業務「建築一式工事」または「とび・土工・コンクリート工事」）に登載されていること。
- (イ)平成 20 年度（2008 年度）以降に、遊具の設置工事を請け負い（下請を含む）、かつ履行完了した実績を有すること。

⑤ 維持管理業務を行う者

一者で行う場合又は複数企業で行う場合には、全ての者が以下の（ア）の要件を満たすこと。また、維持管理業務を構成する各業務を行う者のうち少なくとも一者が（イ）の要件を満たすこと。JV により当該業務を行う場合は、少なくとも一者が（ア）及び（イ）の要件を満たし、その他の者は、（ア）の要件を満たすこと。

- (ア)県の清掃・設備保守業務等競争入札参加資格者名簿（本事業における維持管理業務に関連するいずれかの業種）に登載されていること。
- (イ)平成 20 年度（2008 年度）以降に、延床面積 1,800 m²以上の公共施設の維持管理業務のうち、本事業で行う業務に該当する業務を継続して 1 年以上受託した実績を有すること。

⑥ 運営業務を行う者

一者で行う場合又は複数企業で行う場合には、全ての者が以下の（ア）の要件を満たすこと。また、そのうち少なくとも一者が（イ）の要件を満たすこと。JVにより当該業務を行う場合は、少なくとも一者が（ア）及び（イ）の要件を満たし、その他の者は、（ア）の要件を満たすこと。

（ア）県の物品等競争入札参加資格者名簿（本事業における運営業務に関連するいずれかの業種）に登載されていること。

（イ）平成 20 年度（2008 年度）以降に、主たる利用者が子ども（乳幼児～小学生）の施設の運営（対象施設の全体統括を含むもの）を継続して 1 年以上実施した実績を有すること。

（4）参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認審査書類の受付日とする。なお、参加資格確認基準日の翌日から県による落札者の決定の日までの間に、入札参加者が参加資格を満たさなくなったと認められる場合は、県はその時点で当該入札参加者を審査の対象としない。

4 提出書類の取扱い

（1）著作権

提出書類の著作権は、原則として入札参加者に帰属する。ただし、県は、広報活動等に必要な範囲において、無償で使用できるものとする。なお、選定事業者の提出書類の著作権は、事業契約の締結により県に使用許諾が付与されるものとする。

（2）特許権等

入札参加者が提出書類において、第三者が有する特許権等の権利を使用したことによって生じる責任は、入札参加者が負うものとする。

（3）その他

提出書類は返却しない。

落札者選定後、落札者とならなかった入札参加者の提出書類について、県は、情報公開が必要な範囲においてその一部を公開する場合がある。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

本事業における各業務の業務遂行上の責任は原則として事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由があるものについては、県が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

県と事業者の責任分担は、添付書類「リスク分担表」によることとするが、責任分担の程度や具体的な内容については事業契約で規定する。

3 事業者の責任の履行確保に関する事項

(1) 基本的な考え方

事業者が事業契約に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するため、事業契約及びモニタリング実施計画に定めるところにより、事業者によるセルフモニタリング（自己点検等）に加え、県によるモニタリング（事業実施状況の確認等）を行う。

(2) モニタリングの内容

ア 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、事業契約の締結後、モニタリング基本計画書に基づきセルフモニタリング実施計画書を作成し、県と協議のうえ決定する。また、モニタリング基本計画書及びセルフモニタリング実施計画書に基づき、モニタリング実施計画書を作成し、県に提出する。県は、事業者と協議の上、モニタリング実施計画書を確定する。

事業者は、要求水準書に定める基準に基づく業務の遂行状況について、セルフモニタリング実施計画書に基づいて、適切なセルフモニタリングを行い、当初の事業計画と実際の実施状況や達成度、その成果等について検証する。また、適正かつ円滑な業務執行等に影響を及ぼす恐れのあることが判明した場合は、速やかに県に報告する。

事業者は、セルフモニタリングの結果について、事業契約の規定に基づき、報告書を作成して提出するものとする。また、セルフモニタリングの結果を適切に保存するものとする。セルフモニタリングの結果は、各業務の内容に反映するなど、利用者のサービス向上につなげる。

イ 県によるモニタリング

県は、事業契約に定められた事業者の業務の実施状況についてモニタリングを行い、要求水準書に規定された要求水準を達成しているか確認する。モニタリングの結果、各業務の成果が要求水準及び事業契約に適合しないと判断される場合には、県は業務内容に対する改善指示等を行うことができるものとし、事業者は必要な改善措置を講じるものとする。その他、モニタリングの詳細及び要求水準未達の場合の措置等については、入札説明書等において示す。

(3) モニタリングの費用

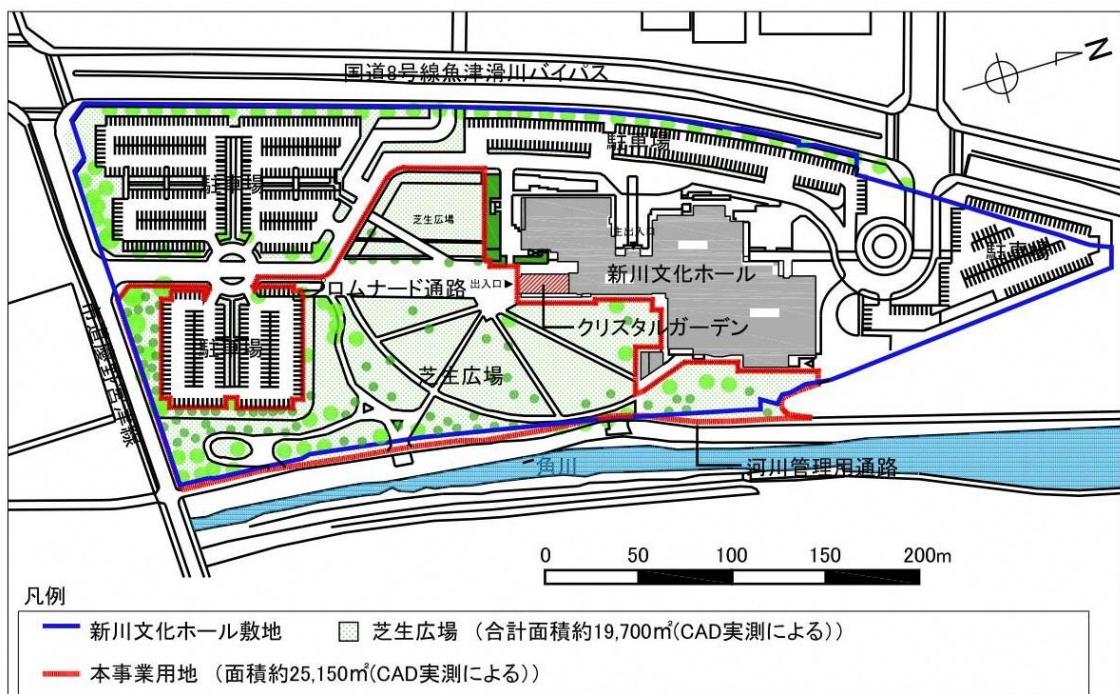
県が実施するモニタリングに係る費用は、県が負担する。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地条件

本事業の事業用地は、下図のとおり、新川文化ホール敷地内の芝生広場（下図赤線内）とする。確認申請等における敷地は施設配置に応じて協議の上決定とする。

図表 1 位置図



図表 2 事業用地の概要

住所（地名地番）	富山県魚津市宮津 110
事業用地面積	約 25,150 m ² ※
都市計画区域	非線引き都市計画区域
用途地域	用途無指定地域
容積率／建蔽率	200% / 60%
絶対高さ	無
道路斜線／隣地斜線	∠1.5 / 31m+∠2.5
前面道路	西側前面道路（魚津滑川バイパス、国道8号）幅員 28.0m
その他	既存駐車場台数：700台、事業用地内禁煙 新川文化ホール敷地：73,024 m ² 新川文化ホール建築面積：8,230 m ²

※ 新川文化ホール竣工図のトレース等により算出した概略値

2 事業対象施設の規模

本事業の主な対象施設及び規模は以下のとおりである。

施設	規模	内容
屋内遊戯施設	2,500 m ² 以上	庇等付帯部分を含まない
屋外遊戯施設	提案による	テラス、庇等 屋内施設に付随する外部
障害者等用駐車場	4台以上	屋内遊戯施設エントランス近傍
芝生広場	約 19,700 m ²	既存緑地を改修
事業用地面積合計	約 25,150 m ²	

第5 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、又は事業契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合には、県と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

2 準拠法及び管轄裁判所の指定

事業契約は日本国の法令に従い解釈されるものとし、事業契約に関連して発生した全ての紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、事業契約の定めにより、その発生事由ごとに次の措置をとるものとする。ただし、いずれの場合においても、事業者は、事業契約の定めるところにより、県又は県の指定する第三者に対する引継が完了するまでの間、自らの責任で本事業を継続するものとする。

（1）事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

県は、事業契約に定めるところにより、事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、又はその懸念が生じた場合、事業者に対してその改善を図ることを求めるものとし、改善が認められない場合、事業契約を解約することができ、若しくは解約せずに事業者の契約上の地位を県が選定した第三者に移転させることができるものとする。上記において、県が事業契約を解除した場合、県は事業者に対し、県が被った損害の賠償を請求することができる。

（2）県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者は、事業契約に定めるところにより、県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業契約を解除することができるものとする。上記において、事業者が事業契約を解除した場合、事業者は県に対し、事業者が被った損害の賠償を請求することができる。

（3）その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他県及び事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、県及び事業者は、事業継続の可否について協議を行う。協議の結果、事業の継続が困難と両者が合意した場合、又は事業の継続が困難と県が判断した場合、事業契約を解除することができるものとする。

2 県と金融機関等との協議

本事業が適正に遂行されるよう、県は、事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、事業の実施に支障をきたした場合において金融機関の介入により事業の修復を円滑に推進することを目的とした、直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法令上及び税制上の措置等は想定していないが、新たな措置が適用可能となった場合は、県及び事業者はその適用について協議のうえ決定するものとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

3 その他の支援に関する事項

県は、事業者が本事業を実施するにあたり必要な許認可等について、必要に応じて事業者に協力するものとする。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

(1) 債務負担行為

県は、本事業の入札公告までに、県議会の議決を経て債務負担行為の設定を行うものとする。

(2) 事業契約

県は、事業契約の締結に当たっては、あらかじめ県議会の議決を経るものとする。

2 使用言語、通貨

使用する言語は日本語、通貨は円に限る。

3 応募に伴う費用の負担

本事業の応募に伴う費用は、いかなる場合であっても、入札参加者の負担とする。

4 情報提供

本事業に関する情報提供は、県のホームページを通じて適宜行う。

5 問合せ先

- 部署名 地方創生局ワンチームとやま推進室地方創生・移住交流課
- 住 所 : 〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7
- 電話番号 : 076-444-3122
- 電子メールアドレス : aoneteamtoyama@pref.toyama.lg.jp

添付書類1 リスク分担表

1. 共通

項目	内容	リスク分担	
		県	事業者
要求水準変更	県の指示による要求水準の変更による増額	○	
入札説明書等	入札説明書等の誤り	○	
	県の事由による内容の変更によるもの	○	
入札	入札費用の負担に関するもの		○
契約締結	県起因の契約締結の遅延・中止	○	
	事業者起因の契約締結の遅延・中止		○
	上記以外により事業契約が締結できない場合・契約解除の場合	○	○
法制度変更	法制度の新設・変更に関するもの（本体事業に直接関連する法令変更）	○	
	法制度の新設・変更に関するもの（付帯事業に直接関連する法令変更）		○
	法制度の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）		○
許認可	事業に影響を及ぼす許認可の新設・変更によるもの	○	
	県が取得すべき許認可の遅延によるもの	○	
	事業者が取得すべき許認可の遅延によるもの		○
	上記以外の許認可に関するもの		○
税制度	事業に直接関係する税制度の新設・変更によるもの	○	
	法人の利益に課される税制度の変更によるもの		○
	消費税の変更によるもの	○	
	行政施設の取得及び所有に関する税制度の変更によるもの	○	
	付帯事業に係るもの		○
	その他の税制度の新設・変更によるもの		○
政治関連	政策の変更によるもの	○	
	議会承認に 関するもの	○	
	県の事由によるもの 事業者の事由によるもの		○
住民問題	本事業の実施自体に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	○	

項目	内容	リスク分担	
		県	事業者
	県の責めに帰すべき事由による調査・解体撤去・設計・工事及び運営・維持管理に係わる住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	○	
	上記以外の調査・解体撤去・設計・工事及び運営・維持管理に係わる住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの		○
環境問題	事業者が行う業務に起因する環境問題（有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気等）に関するもの		○
	県が行う業務に起因する環境の悪化	○	
第三者賠償	設計・建設業務に起因する騒音・振動・地盤沈下等に関するもの		○
	維持管理・運営業務に起因する騒音・振動等に関するもの		○
	契約不適合責任による事故に関するもの		○
	施設の劣化及び維持管理の不備による事故に関するもの		○
	第三者の知的財産権を侵害した場合		○
	事業者の業務に関する事故等		○
	上記以外の事故等に関するもの	○	
	県の事由によるもの	○	
債務不履行	事業者の事業放棄・破綻や契約違反・債務不履行によるもの		○
	県の債務不履行	○	
支払遅延・不能	事業者の県への支払遅延・不能によるもの		○
	県の事由による支払遅延・不能によるもの	○	
不可抗力	戦争・内乱・軍事紛争、台風・風水害・地震・その他自然災害・第三者の行為（予測不可能なもの）	○	△※1
資金調達	融資など民間事業者による必要な資金の確保に関するもの		○
	県が調達する補助金や地方債の額の変動により生じるもの	○	
金利変動	基準金利確定前の金利変動に関するもの	○	

項目	内容	リスク分担	
		県	事業者
	基準金利確定後の金利変動に関するもの		○
物価変動	インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減 (一定の範囲内)		○
	インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減 (一定の範囲を超えた部分)	○	
付帯事業	付帯事業に関するもの		○

※1：整備期間中は施設整備費、開業準備期間中は開業準備費、維持管理・運営期間中は維持管理・運営費の一定割合までを事業者が負担し、これを超えた額を県が負担。詳細は事業契約書において定める。

2. 計画・設計段階

リスク項目	リスクの内容	リスク分担	
		県	事業者
計画・設計	県の提示条件、指示の不備・変更によるもの	○	
	上記以外の事由に起因するもの		○
測量・調査	県が実施した測量・調査に関するもの	○	
	事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
土壤汚染・地中障害物・埋蔵文化財発見	事業敷地の土壤汚染によるもの	○	
	県が事前に公表した資料に明示されているもの		○
	県があらかじめ把握している事業用地についての情報として提示した資料から合理的に想定できなかった地質障害、地中障害物等	○	
	県が事前に公表した資料からは予見できない埋蔵文化財が発見された場合	○	

3. 建設工事段階

リスク項目	リスクの内容	リスク分担	
		県	事業者
工事遅延	県の事由に起因する工事完了の遅延	○	
	上記以外の事由に起因する工事完了の遅延		○
工事監理	工事監理に関するもの		○
工事費増大	県の指示による工事費の増大・予算超過	○	
	県の貸与資料の誤り・欠如・不明瞭等に起因する増加費用	○	

リスク項目	リスクの内容	リスク分担	
		県	事業者
	事業者による調査の未実施・不備・誤り等に起因する增加費用		○
	上記以外の工事費の増大・予算超過（物価変動によるものは除く）		○
部分使用	引渡し日前に県が本施設を利用した場合における増加費用	○	
事業敷地の維持保全	施設整備期間中の事業敷地の維持保全及びこれに要する費用		○
性能	要求水準未達（施工不良含む）		○
施設損傷	引渡し前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○

4. 開業準備段階

項目	内容	リスク分担	
		県	事業者
開業準備費用 増大	県の事由による事業内容の変更等における開業準備費の増大	○	
	上記以外の事由による開業準備費の増大		○

5. 維持管理段階

項目	内容	リスク分担	
		県	事業者
性能	要求水準未達（施工不良含む）		○
施設に係る契約不適合	契約不適合責任に係る権利行使期間内に発見された、施設に関する契約の内容への不適合に関するもの		○
	契約不適合責任に係る権利行使期間終了後に発見された、施設に関する契約の内容への不適合に関するもの	○	
維持管理費用 増大	県の事由による事業内容・用途の変更等における維持管理費の増大	○	
	上記以外の事由による維持管理費の増大（物価変動によるものは除く）		○
施設損傷	施設の劣化に対して事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷に関するもの		○
	上記のほか、事業者の責に帰すべき事由による施設の損傷によるもの		○

項目	内容	リスク分担	
		県	事業者
	県の事由によるもの	○	
	事業者又は県以外の第三者に起因するもの	○	△※2

※2：事業者が適切な維持管理業務又は運営業務を実施しなかったことによる損傷に対するリスクは事業者負担

6. 運営段階

項目	内容	リスク分担	
		県	事業者
運営費用増大	県の事由に起因する事業内容・用途の変更等における運営費の増大	○	
	上記以外の事由による運営費の増大（物価変動によるものは除く）		○
性能	要求水準未達		○
利用者対応	事業者の業務範囲についての利用者からの苦情やトラブル等への対応		○
	上記以外の利用者からの苦情やトラブル等への対応	○	
個人情報保護	事業者の管理の不備によるもの		○
	上記以外の事由によるもの	○	

7. 事業終了段階

項目	内容	リスク分担	
		県	事業者
施設の性能確保	事業期間終了時における要求水準の保持・原状回復		○
移管手続	事業の終了手続に関する諸費用の増加に関するもの		○
	事業者の清算手続に伴うもの		○